

保育の必要性の認定に関する区基準（素案）について

- 1 必要性の事由・・・教育・保育給付を受けるための資格の判定基準
- 2 区分・・・・・・・・・・「標準時間」（主にフルタイムの就労を想定）及び「短時間」（主にパートタイムの就労を想定）の2区分の保育量を定めるための判定基準
- 3 優先利用・・・・・・・・教育・保育施設の優先利用を可能とするための判定基準

No.	項目	従参	国基準（案）	区基準（案）	区基準（案）の考え方
1	保育の必要性の事由	—	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の保護者のいずれもが以下のいずれかの事由に該当する場合 ①就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く）。居宅内の労働（自営業、在宅勤務等）を含む） ②妊娠中であるか又は出産後間もないこと ③疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること ④同居又は長期入院等している親族を常時介護・看護していること ⑤震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること ⑥求職活動（起業準備を含む） ⑦就学（職業訓練校等での職業訓練を含む） ⑧虐待やDVのおそれがあること ⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること ⑩その他、上記に類する状態として区が認める場合 	国基準（案）のとおり	
2	区分	—	<ul style="list-style-type: none"> ・保育標準時間：1日11時間まで（就労時間の下限は、1週あたり30時間程度） ・保育短時間：1日8時間まで（就労時間の下限は、1か月あたり48時間以上64時間以下の範囲で、区が地域の就労実態等を考慮して定めることとする） 	国基準（案）のとおり。ただし、保育短時間における1か月あたりの就労時間の下限は48時間とする	フルタイム勤務である保育標準時間の半分程度の勤務状況（4時間×12日）を保育短時間における下限就労時間と捉え、区の現在の規定とも一致する月あたり48時間とする
3	優先利用	—	<ul style="list-style-type: none"> ・調整指数等により、以下に該当する場合に優先利用を可能とする ①ひとり親家庭 ②生活保護世帯（就労による自立支援につながる場合等） ③生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合 ④虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合 ⑤子どもが障害を有する場合 ⑥育児休業明け ⑦兄弟姉妹が同一の保育所等の利用を希望する場合 ⑧小規模保育事業など、地域型保育事業の卒園児童 ⑨その他区が定める事由 	国基準（案）のとおり	

○ 過料について

子ども子育て支援法第87条第1項及び第3項に基づき、区の基準に以下のとおり過料に関する規定を盛り込む

過料の対象となる者	過料の対象となる行為	過料金額	区の考え方
児童の保護者、児童の属する世帯の世帯主及びその世帯に属する者等	・教育・保育給付に関し必要な報告、文書等の物件の提出・提示に関しての、正当な理由のない拒否や虚偽の報告	10万円以下	制度の信頼性・公平性を確保する観点から、不誠実な対応を抑止する必要がある
支給認定を受けた保護者	・支給認定取消しの際の支給認定証の返還の拒否 ・支給認定変更の際の支給認定証の提示の拒否		
<p>子ども・子育て支援法（抄）</p> <p>[第87条第1項]</p> <p>市町村は、条例で、正当な理由なしに、第十三条第一項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者に対し十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。</p> <p>[第87条第3項]</p> <p>市町村は、条例で、第二十三条第二項若しくは第四項又は第二十四条第二項の規定による支給認定証の提出又は返還を求められてこれに応じない者に対し十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。</p>			